

必ずチェック 最低賃金！

長野県最低賃金は

時間額 7 9 5 円

平成29年10月1日から適用

§ 長野県最低賃金改正のお知らせ §

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用される「長野県最低賃金」が改正されました。

最低賃金は、最低賃金法に基づき、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけないとされている制度です。この機会に、是非、支払われている賃金を適用される最低賃金額以上であるか確認をしてみてください。（印刷・製版業については、平成29年10月1日から長野県印刷・製版業最低賃金の改正が行われるまでの間は、長野県最低賃金が適用されます。）

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金であって、最低賃金額との比較に当たって臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは算入されません。

また、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等として、「最低賃金総合相談支援センターの設置・運営」、「業務改善助成金の支給」及び「業種別中小企業団体助成金の支給」を実施しております。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室（電話026-223-0560）までお問い合わせ下さい。

お問い合わせは、

最寄りの労働基準監督署 又は

長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）

までどうぞ。